平成 30 年度「学生アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャンペーン実施要領

香川労働局

1 実施時期

平成30年4月1日から7月31日まで (特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2 重点事項

- (1) 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- (2) 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
- (3) 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
- (4) 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (5) 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3 労働局における実施事項

(1) 大学における出張相談及びリーフレットの配布

県内の学生数が多い大学に出張し、学生を対象とした相談対応を実施する。その際、労働に関するトラブルについての相談を受けた場合には、内容に応じて、総合労働相談コーナー(以下「コーナー」という。)や労働基準監督署(以下「署」という。)を案内するとともに、当該相談内容をコーナー又は署に情報提供する。

また、出張相談時に学生に対して別紙1、別紙2のリーフレット等を配布する。

(2) コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

労働局及び署に設置されているコーナーに「若者相談コーナー」の表示を行い、 学生が相談しやすい環境を整える。

(3) 周知・啓発の実施

報道機関や事業主団体を通じた広報やホームページを活用した広報等により、県 民一般に対する周知を行う。

(4) 学生等に対するリーフレットの配布

別紙1、別紙2のリーフレットについて、(1)の出張相談時に配布するほか、

県内の大学等へ依頼し、学生へ配布する又はアルバイト関係の掲示板付近へ備え付ける等についての協力を依頼する。

4 署における実施事項

(1) 事業主等に対するリーフレットの配布

署において集団指導や監督指導等を実施する際に、事業主等に対して別紙3のリーフレット等を配布し、アルバイトを雇用する際の留意点等を説明する。